

# 泉大津市立図書館ボランティア要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、泉大津市立図書館（以下「図書館」という。）における図書館ボランティア（以下「ボランティア」という。）の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、ボランティアとは、図書館の利用者に対する援助のため、自らの自由意志に基づき、自身の生涯学習の一環として、その知識・技能・労力等が無償で提供する者をいう。

## (活動内容)

第3条 ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) おはなし会等子ども読書活動ボランティア
- (2) 事業サポートボランティア
- (3) その他図書館長が必要と認めるもの

## (申込等)

第4条 ボランティア活動を希望する者は、別に定める募集要項に基づき、ボランティア登録申込書（様式第1号）を図書館に提出するものとする。

2 ボランティアの活動期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中で申込みをした者は、加入した年度末までとする。なお、更新を希望する場合は、図書館が活動実績を考慮のうえ更新できるものとする。

## (研修)

第5条 図書館は、ボランティアとして登録した者に対し、研修を行うことができる。

## (辞退及び取消)

第6条 ボランティアは、自己の都合により、ボランティアの登録を辞退しようとするときは、ボランティア登録辞退届（様式第2号）を提出するものとする。

2 図書館は、ボランティアが図書館の業務に支障を来す行為を行ったとき、又は6カ月以上の活動がないとき等は、登録を取り消すことができる。

## (遵守事項)

第7条 ボランティアは、その活動に当たっては、図書館職員の指示に従うものとする。

2 ボランティアは、その活動中に特定の政党活動、宗教活動又は営利活動若しくはこれらに類似する行為をしない。

3 ボランティアは、その活動中に知り得た図書館運営上の秘密及び利用者の個人情報了他に漏らしてはならない。また、ボランティア活動を退いた後も同様とする。

4 ボランティアは、その活動に際し、図書館が準備する名札を着用するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。